別紙

答 申 書

第1 審議会の結論

草津市教育委員会教育長(以下「実施機関」という。)が審査請求人に対して令和2年8月6日付け草教委教学発第1682号で、非公開とした部分のうち、滋賀県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)からの懲戒処分の結果報告文書である処分説明書(以下「処分説明書」という。)中、懲戒処分の年月日、同処分の内容、事案の概要(被処分者の学校名、氏名その他被処分者および被害者が特定される事項を除く。)、被処分者の所属校種および職名については開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 市政情報の公開請求

令和2年7月29日、本件の審査請求人は、草津市情報公開条例(平成16年草津市条例第21号)(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、草津市立小学校の特定の元校長によるセクハラ事件に関する文書(電子記録を含む。)一切についての市政情報(以下「対象市政情報」という。)の公開を請求した。

- 2 対象市政情報の特定
 - 実施機関は次のとおり対象市政情報を特定した。
 - (1) 被害者および関係者から事情聴取を行った文書
 - (2) 上記(1)の内容を草津市立小学校の元校長が確認した文書およびてんまつ書
 - (3) 電磁記録(当該校長および被害者の事情聴取時等の音声記録)
 - (4) 草津市教育委員会(以下「市教育委員会」という。)から県教育委員会へ提出した報告書
 - (5) 当該元校長の懲戒に関する文書(処分説明書を含む。)
- 3 実施機関の非公開決定

令和2年8月6日、実施機関は、情報公開請求のあった内容のすべてについて、条例第7条第1号(個人に関する情報)、第3号(社会的な地位の保護に関する情報)または第6号(人事管理に関する情報)に該当するとして非公開とする処分(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

4 審査請求

令和2年8月31日、審査請求人は本件処分に不服があるとして、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「市政情報の公開をしない決定を取り消し、個人に関する情報以外の情報を公開する」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書および再反論書に記載し、ならび に口頭で意見陳述した審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 今回の事件については、県教育委員会が元校長を6カ月の停職処分 にしたにもかかわらず、公表していなかった。その理由については県 教育委員会は「被害者が公表を望んでいない」としている。しかし、 被害者は「非公表は望んでいなかった」と話している。(2020年5 月14日付京都新聞)。この内容が事実であるかどうかを解明するのが 今回、情報公開請求をした理由である。報道の通りであるならば、市 教育委員会が県教育委員会に被害者の意思に反する虚偽の報告をし、 懲戒処分の事実を隠蔽しようとした、極めて重大な非違行為であり、 大きなニュース性を秘めていることになる。今回の情報公開請求の目 的は、このような事実があったかどうかを解明することであり、市教 育委員会の被害者への事情聴取を行った文書、当該校長が確認した文 書およびてんまつ書、電磁記録(当該校長および被害者の事情聴取時 等の音声記録)、市教育委員会から県教育委員会へ提出した報告書なら びに当該校長の懲戒に関する文書のうち、この部分に関する情報を公 開する限り、市教育委員会が言う条例第7条第1号(個人に関する情 報)には該当しない。従って、非公開としたことは手続きおよび要件 にかなっておらず、違法かつ不当な処分である。
- (2) 今回の情報公開請求の目的が上記(1)である以上、その部分に限っての情報公開ならば条例第7条第1号、第3号および第6号には該当せず、非公開としたことは違法であり、不当な処分である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書、再弁明書および理由説明書において主張する内容

は、次のように要約される。

- 1 被害者および関係者から事情聴取を行った文書について
 - (1) 被害者および関係者から事情聴取を行った文書は、市教育委員会が当事者等から、事実確認のため聞取りを行った際に作成された文書である。その内容は性的な非違行為であり、個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報であって、通常、他人に知られたくないと望むものであり、本件処分は、請求のあった情報が条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当することから、非公開としたものであり、手続きおよび要件にかなった適法かつ正当な処分である。
 - (2) また、当該文書は、事実確認のため、被害者および関係職員からの 事情聴取が、情報を得る手段として非常に重要なものとなっており、 任意に事実や事情等を述べてもらうよう、従来から、外部へ公表して いないところである。

被害者や関係職員に対する事情聴取により得た情報が公開されることになれば、事情聴取の対象となる職員は、自己の供述内容が公開されることを嫌って、ありのままに事実を述べることに消極的になるなどし、最終的には、懲戒処分等の権限を有する県教育委員会において、その処分内容を決定する際に必要とされる情報が得られなくなるおそれがある。その結果、職員に対する任意の事情聴取による非違行為の事実認定が不十分なものになり兼ねず、公正かつ円滑な処分を行う上で人事管理に係る事務に支障が生じることから、条例第7条第6号(人事管理に関するもの)に該当することから、非公開としたものであり、適法かつ正当な処分である。

- 2 当該校長が確認した文書およびてんまつ書について
 - (1) 当該校長が確認した文書は、自らの懲戒処分に深く関係する文書に該当する。当該文書の情報は、個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報であって、通常、他人に知られたくないと望むものであり、本件処分は、請求のあった情報が、条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当することから、非公開としたものであり、手続きおよび要件にかなった適法かつ正当な処分である。
 - (2) また、当該校長が提出したてんまつ書は、当該非違行為等の内容のほか、反省の弁など、個人の人格等と密接に関わる情報であることから、本件処分は、請求のあった情報が、条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当することから、非公開としたものであり、手続きおよび要件にかなった適法かつ正当な処分である。
- 3 当該校長および被害者の事情聴取時等の音声記録

- (1) 本件に関する市政情報のうち電磁記録としては、当事者双方から事情聴取時等に録取した音声記録がある。この音声記録は、事実確認の調査を実施した市教育委員会が調書作成を目的として録取したものであることから、上記1(1)および2(1)と同様に、条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当する。
- (2) また、この音声記録は、当該校長および被害者の個人やその家族等にとって、誹謗・中傷等の危害が加えられる可能性が含まれる内容であることは否定できず、個人の名誉や社会的地位を保護または危害等を除去する必要がある情報と言え、条例第7条第3号(社会的な地位の保護に関するもの)にも該当することから、非公開としたものであり、適法かつ正当な処分である。
- (3) さらには、それらは当事者それぞれの承諾を得た上で録取したもの であるが、音声記録の外部への開示についてまで承諾を得ているわけ ではない。そのため、それぞれの発言内容は、外部への開示を想定し ない状況下でのものであり、録取自体がこうした前提を条件として行 われたものであるから、この音声記録は市教育委員会との信頼関係の 下に録取した記録である。通常、このような音声記録は、事実確認調 書を正確に作成するために録取されている。仮に、この音声記録がそ のまま外部へ開示される可能性がある場合、そのことが当該校長およ び被害者に対する心理的負担となることが懸念されることに加え、開 示による不測の事態をおそれた当該校長および被害者から、自由な意 見の発言の機会を奪うことにもなりかねない。このことは、実施機関 が行う正確な事実の把握を阻害する大きな要因となるものであり、結 果的に懲戒処分の公平、公正な判断に大きな障害を及ぼすものと考え られ、本件処分は、請求のあった情報が、条例第7条第6号(人事管 理に関するもの)に該当することから、非公開としたものであり、適 法かつ正当な処分である。
- 4 市教育委員会から県教育委員会へ提出した報告書について

市教育委員会が県教育委員会に提出した報告文書は、当該校長をはじめ被害者および関係職員からの事情聴取により、事実と認定した内容が含まれた文書である。その内容は、前述のとおり、条例第7条第1号(個人に関する情報)および同条第6号(人事管理に関するもの)に該当する。

なお、同条第6号(人事管理に関するもの)の該当性について補足すれば、この報告書は、学校教職員の任免権を有する県教育委員会が該当職員の懲戒処分の決定に際して判断する重要な文書となる。当該報告書

の中で、服務監督権を有する市教育委員会としては、当該案件について 総括を行い、また、当該職員の処分に対する意見を付している。処分の 実施機関である県教育委員会は、市の意見も踏まえながら、高度で専門 的な判断が求められるため、職員懲戒等審査会で内容を審議され処分が 決定される。このように、当該文書は、市教育委員会が処分庁である県 教育委員会に提出した、人事に深く関係する報告書であって、その意味 でも、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であ り、同条第6号(人事管理に関するもの)に該当するものである。

5 当該校長の懲戒に関する文書について

当該校長の懲戒に関する文書は、まず、前述のとおり、被害者や関係職員から事実関係について事情聴取を行い、事実関係を認定するため非違行為の疑いがある当該校長に対して事実確認を行い、市教育委員会がそれらの内容をまとめたものであり、上記4の報告書とともに県教育委員会に提出する文書である。次に、処分説明書、すなわち、市教育委員会が県教育委員会から懲戒処分の結果報告を受けた文書である。

通常、職員の懲戒処分に関する手続きでは、被処分者個人が識別できる情報については、職員の任免を司る職員、決裁権者のみが知り得る情報であり、同じ職場の職員であっても知ることができないように対処している。

また、処分の実施機関である県教育委員会では、職員による非違行為に対して厳正に対応したことを県民に知らしめるために、処分内容等を一部公開しているが、公表にあたっては、非違行為等の重大性に応じて、必要以上に当該職員が特定されないよう、細心の配慮がなされている。

本件に関しては、既に多くの報道がなされている中、当該文書については、個人の識別性のある部分を除いて公開しても、なお個人の正当な権利利益を害する恐れがあり、条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当することから、非公開としたものであり、適法かつ正当な処分である。

6 本件事案について

審査請求人は「この部分に関する情報を公開する限り、市教育委員会が言う条例第7条第1号には該当しない。」と主張するが、条例第7条第1号でいう「個人情報」とは、草津市個人情報保護条例(平成18年草津市条例第1号。)(以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報であって、特定の個人が識別することができる一切の情報のことをいい、氏名、住所、生年月日はもとより、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、病歴、家族構成、職歴、資格、学歴、成績、所属団体、財産、

所得その他個人に関するすべての情報をいう。本件事案については、請求のあった市政情報のすべてが個人に関する情報であり、個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報であって、通常、他人に知られたくないと望むものであることから、市政情報のすべてを非公開としたものであり、手続きおよび要件にかなった適法かつ正当な処分である。

第5 審議会の経過

審議会は、本諮問事件について、次のように調査審議を行った。

月日	審	查	0	経	過
令和3年2月2日	実施機関から諮問を受理した。				
同年2月9日 (審議会)	本事件が審査請求の形式的要件を満たしていることを確認した。				
同年2月18日	処分庁から理由説明書の提出を受けた。				
同年2月25日 (審議会)	諮問案件の内容について審議した。				
同年3月18日	処分庁から審議会の求めに応じた資料の提出を 受けた。				
同年3月30日	審査請求人による意見陳述のほか、諮問案件の内				
(審議会)	容を審議した。				
同年 5 月 3 1 日 (審議会)	答申書案につ	ついて審議	養した。		

第6 審議会の判断およびその理由

1 対象市政情報について

対象市政情報は、「被害者および関係者から事情聴取を行った文書」、「草津市立小学校の元校長が確認した文書」、「てんまつ書」、「電磁記録(当該校長および被害者の事情聴取時等の音声記録)」、「市教育委員会から県教育委員会へ提出した報告書」および「当該校長の懲戒に関する文書(処分説明書を含む。)」である。

対象市政情報は、草津市立小学校の元校長が起こした非違行為について、 被害者および関係者の事情聴取から、県教育委員会への報告、そして懲戒 処分に至るまでの一連の過程の間に作成されたものである。

2 審議会の審査事項

実施機関は、対象市政情報のすべてについて、条例第7条第1号、第3号または第6号に該当するとして非公開としたものである。そこで各条項の該当性について、対象市政情報の非公開の適法性を審査した。

なお、審査請求人は、審査請求の理由において、審査請求の理由や動機を示した上で、対象市政情報のうち、被害者が公表を望んでいたか否かを判断するための情報については条例第7条第1号(個人に関する情報)には該当しないと主張する。しかしそれ自体、被害者個人にかかる情報である上、対象市政情報の中から、被害者のかような当時の気持ちの有無や程度を推しはかることができる情報を取捨選択することは、当事者や関係者の、相互に関係するところの、直接もしくは間接の、または、明示的もしくは黙示的な発言内容等を全て拾いあげ、それらを総合的に評価、判断し、被害者の気持ちの有り様につき事実認定をすることが前提となる。審議会が判断すべきは、対象市政情報が条例第7条各号に規定するいずれかの非公開情報に該当するかどうかということに尽きるのであって、それは審査請求の理由や動機の如何にかかわらず、当該情報の客観的な性質で決まることである。

3 条例第7条第1号本文該当性

- (1) 条例第7条第1号では、保護条例第2条第1号に規定する「個人情報」または「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、条例第7条第1号ただし書アからウまでに該当する情報を除き、非開示情報として規定している。保護条例第2条第1号に規定する「個人情報」とは、特定の個人が識別することができる一切の情報のことをいい、氏名、住所、生年月日はもとより、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、病歴、家族構成、職歴、資格、学歴、成績、所属団体、財産、所得その他個人に関係づけられたすべての情報をいうとされている。また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」も個人情報と全く同様の扱いであり、それらの情報を非公開にする趣旨は、市政上最も尊重されるべき「個人の尊厳」に求められるところである。
- (2) 審査請求人の請求する市政情報は、草津市立小学校の特定の元校長

によるセクハラ事件に関する文書(電子記録を含む。)一切である。それは、セクハラ事件にかかる懲戒処分に関して、その要否や処分内容等を判断するために必要な調査の過程において作成または取得された一切の資料をさすものと思料されることから、特定の者の懲戒処分に関する調査資料を対象とするものであり、直接または間接に特定の懲戒処分対象者に関連づけられる情報であることは明らかである。また、懲戒処分とは公法上の特別の監督関係の規律を維持するために、その関係に属する者に対して一定の制裁を科すものであるから、それは当該個人に対する制裁として名誉その他人格権や人格的利益に直接関わるものであることから、全体的に、懲戒処分対象者である元校長の個人に関する情報に該当する。

加えて、本件の懲戒処分の理由がセクシュアル・ハラスメントという事情のもとでは、被害者が存在し、対象市政情報には、懲戒処分対象者である元校長の個人に関する情報に劣らず、それと対をなす形で、被害者に関する情報も相当量含まれており、その性質上被害者の名誉や感情などその人格権や人格的利益を配慮する必要性が特に高いことから、被害者に関する情報も、全体として、被害者の個人に関する情報に該当する。

- (3) 以上のとおり、審査請求人の請求する市政情報は、全体として、元校長または被害者の個人に関する情報であるため、条例第7条第1号本文に該当するものと認められる。
- 4 条例第7条第1号ただし書アの該当性
 - (1) 条例第7条第1号ただし書アでは、「法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」については、本号本文で規定する非公開とする情報から除くことを規定している。
 - (2) 実施機関は、本件事案については、対象市政情報のすべてが個人に関する情報であり、個人の資質、名誉に関わる当該職員固有の情報であって、通常、他人に知られたくないと望むものであることから、市政情報のすべてを非公開としたと主張しているが、実施機関が当審議会の求めに応じて提出した資料によると、次の通り、県教育委員会では、教職員に対して懲戒処分を行った場合、一定の公表基準により、一定の事項について、原則、記者発表等の公表を行っているとされて

いる。

- ア 県教育委員会が教職員に対し、懲戒処分を行った場合、「滋賀県公立学校教職員の懲戒処分に係る公表基準」(以下「公表基準」という。)により、原則として速やかに記者発表等を行っている。公表する内容は、原則として次のとおりである。
 - ① 処分の年月日
 - ② 処分の内容
 - ③ 事案の概要
 - ④ 被処分者の所属校種(県立学校、市町立小中学校の別。以下「所属校種」という。)
 - ⑤ 職名
 - ⑥ 年齢
 - ⑦ 性別
- イ 懲戒処分等に係る非行内容等について、社会的影響、被処分者の 職責等を勘案して氏名等を公表することが妥当であると認める場合、 被処分者の所属学校名および氏名を公表するものとする。
- ウ 被害者が公表を望まない場合、被害者またはその関係者のプライ バシー等の権利利益を侵害する恐れがある場合等は、公表内容の一 部または全部を公表しないことができる。
- (3) 本件の懲戒処分については、公表基準による処分後の速やかな記者発表等はなされていない。これに関して、実施機関は、教職員の非違行為に対する厳しい処分は当然であるが、教育現場においては、被害者の人権を守るなど、公表するに当たっては、本人の意向を汲んで判断すべきであり、公表基準の例外措置は、被害者が公表を望まない場合、被害者その関係者のプライバシー等の権利利益を侵害する恐れがある場合等に行うものであることを考えると、公表を行うかどうかについては、県教育委員会の裁量によると認められ、本件については、その裁量により公表の例外措置が適用されたので公表していないと理解するとしている。
- (4) そこで、当審議会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

県教育委員会では、教職員の懲戒処分について、公表基準に基づいて、処分後速やかに記者発表等により一定の情報を公表することとしているが、原則その内容は、懲戒処分の年月日、同処分の内容、事案

の概要、被処分者の所属校種、職名、年齢および性別であることが認められる。これは、個人情報の保護と市民の知る権利の難しい調整を求められる中で、処分に関する一定事項を公表することにより、処分の公平性および透明性を担保するとともに、不祥事防止の効果を目的にしたものであると考えられる。

一方で、公表基準においては例外措置を設け、公表する情報において、被害者等の人権に最大限の配慮をしながら事案毎に判断を行うこととし、事情によっては処分後速やかな時点での公表は行わないこととしている。

この公表の例外措置は、被害者の意向のみならず、被害者や関係者の権利利益の侵害のおそれその他を踏まえて総合的に判断されるところの、県教育委員会の広範な行政裁量に依拠するものではある。しかし上記のように、それは、被害者が特定される可能性が高い場合に行われるものであることを考えると、被処分者である教職員の個人情報としては、少なくとも原則公表とされる事項に関しては、条例第7条第1号ただし書アの「慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当すると解するのが相当である。

(5) そこで、当審議会は、原則公表の対象とされる、懲戒処分の年月日、 同処分の内容、事案の概要、被処分者の所属校種、職名、年齢および 性別の各情報が、被害者が識別されるおそれがあるものとして、条例 上保護すべき個人に関する情報に該当するかについて、検討する。

懲戒処分の年月日、同処分の内容、被処分者の所属校種、職名、年齢、性別はもとより、事案の概要についても、被処分者の学校名、氏名その他被処分者および被害者が特定される事項が非開示であれば、それ自体から、または一般人が通常入手し得る情報と照合することによっても、被害者を識別することができるものとは認められない。

そして、そのような、被害者を識別できず、かつ被処分者の情報の 開示が可能な書類は、審査請求人が公開を請求する対象市政情報のう ちで、実施機関が所有している処分に関する書類の中では、処分説明 書であり、上記の情報もその中に存在している。

(6) したがって、対象市政情報のうち、処分説明書中、懲戒処分の年月日、同処分の内容、事案の概要、被処分者の所属校種、職名の情報については、被処分者の学校名、氏名その他被処分者および被害者が特

定される事項が非開示とされる限り、条例第7条第1号ただし書アの「慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報」に該当することから、本号本文に規定する非開示とすべき個人に関する情報に該当するとは認められない(被処分者の年齢および性別は、上記のように開示可能な情報であるが、処分説明書には記載されていない。)。

なお、対象市政情報が、条例第7条第1号ただし書イ(人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要な情報)およびウの情報(当該公務員等の職務の遂行に関する公務員等の職、氏名、職務遂行の内容に関する情報)に該当しないことは明らかである。

- 5 条例第7条第3号および第6号該当性
 - (1) 条例第7条第3号では、「公にすることにより、人の生命、財産または社会的な地位の保護、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」については、非公開とすると定められている。
 - (2) また条例第7条第6号は、「実施機関または国等が行う事務または 事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ その他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂 行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、アからオま での例示を挙げている。
 - (3) 実施機関は、本件対象市政情報のうち、(ア)被害者および関係者から事情聴取を行った文書については条例第7条第1号および第6号に、(イ)草津市立小学校の元校長が確認した文書およびてんまつ書については条例第7条第1号に、(ウ)電磁記録については条例第7条第1号、第3号および第6号に、(エ)市教育委員会から県教育委員会へ提出した報告書については、条例第7条第1号および第6号に、(オ)当該元校長の懲戒に関する文書(処分説明書を含む。)については、条例第7条第1号に該当すると主張する。
 - (ア)から(オ)(処分説明書を除く。)までについては、上記3および4のとおり、全体として条例第7条第1号本文に該当し、非公開とすべきと判断したので、同条第3号および第6号の該当性については判断しない。

次に、処分説明書については、実施機関は条例第7条第1号に該当すると主張しており、同条第3号および第6号の該当性については主張していないことから、同条第3号および第6号の該当性については判断しない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。